

概算見積書(料金参考書) 邑楽町中央公民館

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により実際の利用料が変動する場合があります。詳細は中央公民館へお問い合わせください。

(単位:円/税込み)

2018.06_v01

		区分	単位	使用料
施設使用料	ホール 入場料を徴収しない場合	舞台のみを使用する場合	平日	1時間につき ￥1,000
			土日祝	1時間につき ￥1,200
		観覧席のみを使用する場合	平日	1時間につき ￥2,000
			土日祝	1時間につき ￥2,400
	ホール 入場料を徴収する場合	舞台および観覧席を使用する場合	平日	1時間につき ￥2,500
			土日祝	1時間につき ￥3,000
		1人当たり500円以下の入場料を徴収	平日	1時間につき ￥3,750
			土日祝	1時間につき ￥4,500
		1人当たり500円を超える入場料を徴収	平日	1時間につき ￥5,000
			土日祝	1時間につき ￥6,000
	ホール 入場料を徴収する場合	1人当たり1,000円を超える入場料を徴収	平日	1時間につき ￥6,250
			土日祝	1時間につき ￥7,500
		1人当たり3,000円を超える入場料を徴収	平日	1時間につき ￥7,500
			土日祝	1時間につき ￥9,000
		楽屋 ※1,2		1時間につき ￥100
		年間登録団体(教育委員会規定に定める団体をいう。)が使用する場合	ホール及びスタジオを指す室	1年度につき ￥2,000
上記以外の場合	公民館諸室	小会議室 ※1,2,3		1時間につき ￥100
		中会議室 ※1,2,3		1時間につき ￥200
		和室		1時間につき ￥100
		調理実習室		1時間につき ￥200
		多目的室		1時間につき ￥200
		音楽室	1人で使用する場合	1時間につき ￥300
			上記以外の場合	1時間につき ￥500
		スタジオ 1人で使用する場合		1時間につき ￥300
		スタジオ 上記以外の場合		1時間につき ￥500
		この表において祝日とは、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。		
		使用時間には、準備及び片付けの時間を含むものとする。		
		使用時間が1時間未満である場合は、1時間として計算するものとする。		
		この表の「ホール及びスタジオを除く各室」の1年度当たりの使用料を納入した年間登録団体は、当該納入に係る年度中この表の区分の欄に掲げるホール及びスタジオ以外の施設を教育委員会の定めるところにより使用することができます。		
		使用者(年間登録団体を除く。)の使用に当たり来場者から入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合、当該施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2倍に相当する額とする。		
		年間登録団体がその登録に係る施設の使用に当たり来場者から入場料等を徴収するときは、この表に掲げる1年度当たりの使用料の納入にかかるらず、当該施設の時間当たりの使用料の額の2倍に相当する額を使用する時間に応じて別途徴収するものとする。		

		区分		使用料
ホ ル 付 属 設 備	道具セット	小	演台、司会台、つり看板、長テーブル4台まで、椅子20脚まで及び平台(箱足、開き足等の補助道具を含む、以下同じ。)10台まで	1回につき ￥1,000
		中	演台、司会台、つり看板、長テーブル10台まで、椅子30脚まで、高座関係道具一式及び平台20台まで	1回につき ￥3,000
		大	演台、司会台、つり看板、長テーブル一式、椅子一式、高座用関係道具、金屏風、幕、大道具類及び平台一式	1回につき ￥5,000
ピ ア ノ	リノリウム			1回につき ￥3,000
	スクリーン			1回につき ￥2,000
	反射板	小	反射板、指揮者台、指揮者譜面台、譜面台30台まで及び演奏者用椅子30脚まで	1回につき ￥2,000
	クラシックセット	大	反射板、指揮者台、指揮者譜面台一式及び演奏者用椅子一式	1回につき ￥3,000
	入場料を徴収しない場合			1時間につき ￥1,000
	来場者から1人当たり500円以下の入場料等を徴収する場合			1時間につき ￥1,500
	来場者から1人当たり500円を超える1,000円以下の入場料等を徴収する場合			1時間につき ￥2,000
	来場者から1人当たり1,000円を超える3,000円以下の入場料等を徴収する場合			1時間につき ￥2,500
	来場者から1人当たり3,000円を超える入場料等を徴収する場合			1時間につき ￥3,000
	小	拡声装置一式、マイク4本まで及び周辺機器一式(再生機能の使用に限る。)		1回につき ￥1,000
	中	拡声装置一式、マイク6本まで及び周辺機器一式		1回につき ￥3,000
	大	拡声装置一式、マイク一式及び周辺機器一式または拡声装置一式及び移動音響機材一式		1回につき ￥5,000
	小	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(小)		1回につき ￥5,000
	中	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(中)及び移動照明機材		1回につき ￥10,000
	大	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(大)及び移動照明機材一式及びスマートマシン		1回につき ￥20,000
	持参した電気機器を使用する場合	当該機器ごとの消費電力1キロワットにつき		1キロワットにつき ￥100

使用時間には、準備及び片付けの時間を含むものとする。

使用時間が1時間未満である場合は、1時間として計算するものとする。

この表において祝日とは、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

使用者(年間登録団体を除く。)の使用に当たり来場者から入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合、当該施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2倍に相当する額とする。

年間登録団体がその登録に係る施設の使用に当たり来場者から入場料等を徴収するときは、この表に掲げる1年度当たりの使用料の納入にかかるらず、当該施設の時間当たりの使用料の額の2倍に相当する額を使用する時間に応じて別途徴収するものとする。

【A】施設使用料	月	日()						
ホール
楽屋1
楽屋2
小会議室1
小会議室2
小会議室3
中会議室1
中会議室2
中会議室3
和室
調理実習室
多目的室
音楽室
スタジオ
【A】計

【B】ホール付属設備	月	日()						
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
No,
【B】計

使用料の減免 ※ただし、中央公民館ホールについては、この限りではありません。	減免率
▼町・教育委員会などが主催するとき ▼町内の保育所、幼稚園、小学校、学童保育所などが保育または教育目的として使用するとき ▼町内のスポーツ少年団が競技のために使用するとき ▼町が委託している団体などが行政目的で使用するとき ▼体育協会本部、文化協会本部、公利連、婦人会本部、子育連本部など連合的・調整的団体が、その目的のために使用するとき ▼主に町内の団体などが構成された団体が使用するとき	100%
▼各施設の登録団体や公利連加盟団体などが、その目的のために使用するとき	50%

【A】+【B】合計